

高知県被災建築物応急危険度判定士登録実施要領

第1条（趣旨）

この要領は、地震による被災建築物の応急危険度の判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い余震等による二次災害を防止するために必要な知識の講習を実施し、その講習受講者を高知県被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）として登録するために必要な事項を定める。

第2条（定義）

地震被災建築物の応急危険度判定講習（以下「講習」という。）は、高知県（以下「県」という。）が実施するものをいう。

第3条（認定の申請）

判定士として認定を受けようとする者は、認定申請書兼講習申込書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

- 2 認定の申請は、第4条の要件を満たした者でなければ行うことができない。

第4条（判定士の認定及び登録）

知事は、県内に在住又は在勤し、次の各号のいずれかに該当する者で、第2条に規定する講習を修了した者を判定士と認定し、県が備え付ける判定士登録名簿（以下「名簿」という。）（様式第2号）に登録するものとする。

- 一 建築士法（昭和25年法律第202号。）に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士
- 二 建設業法（昭和24年法第100号）第27条第1項の規定による技術検定に合格した一級建築施工管理技士若しくは二級建築施工管理技士（建築に限る）
- 三 高知県内の地方公共団体の建築技術職員で、建築行政や営繕等の建築に関する実務経験年数が3年以上の者。
- 四 他都道府県の被災建築物応急危険度判定士の認定又は登録を受けた者
- 五 前各号に規定する者の他、知事が認めた者

第5条（登録証等）

判定士登録証（以下「登録証」という。）の交付等は、次の各号によるものとする。

- 一 知事は、判定士として認定したときは、名簿に登録のうえ、登録証（様式第3号）を交付する。
- 二 応急危険度判定の作業中は、常時登録証を携帯するものとする。
- 三 名簿は、県建築指導課に備え付けるとともに、必要に応じて市町村に提供する。

第6条（登録証の再交付）

知事は、判定士から名簿記載事項変更届兼登録証再交付申請書（様式第4号）により再交付の申し出があった場合、必要と認めるときは登録証の再交付を行うものとする。

第7条（登録記載事項の変更）

判定士は、第4条の名簿に登録した事項に変更が生じた場合は、名簿記載事項変更届兼登録証再交付申請書（様式第4号）により速やかに県建築指導課長に届け出るものとする。

第8条（登録取消しの申請）

登録の取消しを申請する場合は、登録取消申請書（様式第5号）に登録証を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請書が提出された場合は、登録を取消すものとする。
- 3 知事は、前項の規定に基づき登録を取消したときは、本人にその旨を通知するものとする。
- 4 知事は、第1項の規定による届出がなく、判定士が死亡している事実が判明したときは、第2項の

規定によらず登録を取消すものとする。

- 5 知事は、第1項の規定による届出がなく、判定士が第4条に定める要件に適合しない事実が判明した場合は、第2項の規定によらず登録を取消すものとする。

第9条 (その他)

この要領に定めるもののほか、判定士の登録に関して必要な事項は、県建築指導課長が別に定める。

付則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年1月26日から施行する。

(高知県被災建築物応急危険度判定士登録実施要領改正に伴う経過措置)

この要領の施行の際現に改正前の高知県被災建築物応急危険度判定士登録実施要領第4条の規定により判定士として認定を受け登録されている者については、登録の有効期間を認定した日から5年間とする。

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

この要領は、令和2年5月27日から施行する。

この要領は、令和3年7月5日から施行する。

この要領は、令和5年4月3日から施行する。

この要領は、令和6年7月8日から施行する。

この要領は、令和7年6月24日から施行する。

高知県被災建築物応急危険度判定士認定申請書 兼 講習申込書

年 月 日

高 知 県 知 事 様

フリガナ
申請者 氏名

高知県被災建築物応急危険度判定士登録実施要領第3条第1項の規定に基づき、判定士としての認定を申請及び講習の申し込みをします。この申請書兼申込書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

生年月日(和暦)	年 月 日	性 別	
建築士登録番号	一級・二級・木造 大臣・〇〇県知事	登 録 第	号
建築施工管理技術検定 合格証明書番号	1級・2級		
勤 務 先	名称		
	郵便番号		
	住所		
	電話番号	FAX	
自 宅	郵便番号		
	住所		
	電話番号	FAX	
連 絡 先	携帯電話番号		
	メールアドレス		
所 属 団 体	建築士会/建築士事務所協会/その他		
血 液 型			
登 録 種 別	新規・更新・既登録 (更新の場合:現在の登録番号) 第		号

※受講を希望する日の「受講日」欄に○をしてください。

受講日	講習日	会 場
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

写真
縦3.0cm×横2.4cm
6ヶ月以内
無帽・正面
無背景

撮影日 年 月

<添付書類>

- (1) 建築士免許証の写し、建築施工管理技術検定試験の合格証明書の写し、又は建築行政等に関する実務経験を証する書類を添付してください。
※高知県被災建築物応急危険度判定士として登録されたことのある方は、応急危険度判定士登録証のみを添付してください。
- (2) メールによる提出でない場合は、写真(縦3.0cm×横2.4cm)2枚を提出してください。
※1枚は本申請書に貼付け、1枚は貼らずに添付してください。
※裏面に氏名及び撮影年月日を記入してください。 ※新規登録者と更新登録者のみ必要です。

<注意>

- ◎携帯電話番号とメールアドレスは、被災時に応急危険度判定士を参集する際の連絡先となりますので必ず入力してください。
◎判定士登録された場合、登録名簿を市町村へ情報提供します。

* 受付欄	* 処理欄
受付日	登録年月日 年 月 日
受付番号	登録番号 第 号

様式第2号

高知県被災建築物応急危険度判定士登録名簿

[illegible]

様式第 3 号

表 面

高知県被災建築物	
応急危険度判定士登録証	
写 真 3.0 cm	氏 名 生年月日 登録番号 登録年月日
登録 年 月 日 第 ○○○○ 号 年 月 日	
高 知 県 知 事	
印	

裏 面

本証は、地震による被災建築物の危険度を判定(応急危険度判定)し、余震等による建築物の倒壊などに伴う二次災害の防止を図ることを目的に、高知県知事が「高知県被災建築物応急危険度判定士登録実施要領」に基づき交付したものである。

注意事項

住所、勤務先等に変更が生じた時は、届け出て下さい。

本人連絡先
電話番号

本証を拾得した場合は、上記連絡先へご連絡下さい。

年 月 日

高知県建築指導課長 様

申請者 住所
フリガナ
氏名
電話番号

高知県被災建築物応急危険度判定士登録実施要領第7条の規定に基づき、下記のとおり高知県被災建築物応急危険度判定士登録者名簿記載事項に変更がありましたので届け出ます。

選択	変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
	フリガナ 氏名 住所 自宅電話番号 携帯電話番号 メールアドレス		
勤務先	名称 所在地 電話番号		
資格	・該当するものにチェック ・級種別に○印	☐ 建築士（一級・二級・木造） 登録番号 大臣/知事 第 号	☐ 建築士（一級・二級・木造） 登録番号 大臣/知事 第 号
		☐ 建築施工管理技士（一級・二級） 合格証明書番号	☐ 建築施工管理技士（一級・二級） 合格証明書番号
		☐ 行政	☐ 行政
	その他		

(注意) 選択の欄で変更のあった事項に○印をし、変更事項を記載してください。

高知県被災建築物応急危険度判定士登録実施要領第6条の規定に基づき、次のとおり登録証の再交付を申請します。

☐ 登録証紛失・損傷
☐ 下記事項の変更

☐氏名 ☐住所 ☐本人連絡先
☐勤務先 ☐勤務先の所在地 ☐勤務先の電話番号
☐資格 ☐携帯電話番号 ☐メールアドレス
☐その他()

☐ その他()

様式第5号

高知県被災建築物応急危険度判定士登録取消申請書

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
フリガナ
氏名
電話番号

高知県被災建築物応急危険度判定士登録実施要領第8条の規定に基づき、登録証を添えて高知県被災建築物応急危険度判定士の登録の取消しを申請します。

登 録 者 名	
登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
理 由	